

音楽のまち長田コンサート事業企画・運營業務委託 仕様書

1. 委託名

音楽のまち長田コンサート事業の企画・運營業務

2. 事業の概要

(1) 趣旨

長田区民の音楽鑑賞の機会を増やすこと、区内の音楽活動のさらなる広がりを実現することにより、まちの賑わいを創出することや区民が長田区により愛着を感じることを、および地域との協働を通して人と人やまちとの交流を促進することを目的として、音楽イベントを実施する。さらに2025年1月に阪神・淡路大震災30年の節目を迎えることから、音楽イベントにより節目に相応しいこれからの未来と希望を感じられることも目的とする。

(2) 契約期間

委託契約締結日～2025年3月31日（月）

(3) イベント実施期間

2024年10月1日（火）から2025年3月30日（日）の間に実施すること。

ただし、開催日程の決定は、長田区地域協働課と協議のうえ行う。

3. 業務内容

(1) 音楽イベントの企画立案

①音楽イベントの開催趣旨および回数

区民の音楽鑑賞の機会となるように、営利を目的としないコンサートや演奏会、ライブパフォーマンス等の音楽イベントを長田区内で開催する（音楽演奏とセットのダンスパフォーマンス等も可とする）。音楽イベントの実施回数は3回以上とするが、開催規模や内容の状況を考慮し、長田区地域協働課と協議して決定する。

なお、以下のいずれかに該当する企画は認められない。

- ・同一イベントにおいて、神戸市の他の補助事業を活用しているもの。
- ・宗教的又は政治的な宣伝意図を有するもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害するもの。
- ・その他、法令等に違反するもの。

②音楽イベントの内容

前述のとおり音楽イベントの実施回数は3回以上とするが、ア～ウに示したコンサートを必ず開催すること。

ア ファミリー向けの音楽イベント

乳幼児を連れて参加でき、乳幼児も大人も楽しめる音楽イベントを開催すること。

イ 気軽に立ち寄りやすい場所での音楽イベント

屋内ではなく、ストリートピアノ等気軽に立ち寄りやすい場所で音楽イベントを開催すること。

ウ 防災イベントでの音楽イベント

震災 30 年に関連したコンサートを実施すること。なお、本音楽イベントは、長田区地域協働課が主催する防災イベント（以下、「防災イベント」とする。）の 1 プログラムとして実施予定である。防災イベントは、2025 年 1 月下旬頃にふたば学舎（※）にて開催予定であり、主な来場者は小学生とその保護者を想定している。音楽イベントはふたば学舎 講堂にて 1 時間程度行うこと。開催日時および演奏時間は長田区地域協働課が決定する。

（※）今後の調整の結果、場所は変更となる可能性があります。

③企画にあたっての留意点

企画に当たっては、以下の内容を踏まえたものとする。

- ・演奏機会の少ない若手演奏家や、長田区にゆかりのあるアーティストや KOBE まちなかパフォーマンス登録アーティストを中心に起用すること。
- ・入場料を徴取せず、無料で参加できること。
- ・地域との協働を通して、人と人やまちとの交流が促進される工夫をすること。
- ・プログラムの中に来場者が一緒に参加できる工夫をすること。

（例）来場者全員で歌う

- ・音楽イベントのうち少なくとも 1 回は、震災 30 年の節目に相応しいこれからの未来と希望を感じられる内容を盛り込むこと。

（2）実施前の調整

- ・音楽イベントを開催する会場との調整や打ち合わせ
- ・会場の音響・照明等の担当者との打ち合わせ
- ・出演者（受託事業者が本音楽イベントに出演依頼する演奏家等）との連絡調整及び打ち合わせ
- ・公演内容の検討、決定
- ・苦情を含む問い合わせへの対応
- ・上記のほか音楽イベントの開催にあたり必要な事項

（3）広報

- ・チラシや当日配布プログラム等の作成（長田区地域協働課の校正を受けること）
- ・チラシの配布
- ・ウェブサイトでの広報

ただし長田区として、広報紙ながた・長田区ホームページ・長田区公式 SNS（Facebook、Instagram）への掲載、報道機関への周知等を行うものとする。

(4) 当日運営及び終了後の事務

- ・ 事業実施に必要な人員確保及び配置
- ・ 公演開催時における必要物品の準備
- ・ 会場設営、会場整理（開場前の列の整理、開場後の誘導等）
- ・ 楽器の搬入出、会場の片づけ
- ・ アンケート等による来場者意見の集計
- ・ 出演者への謝金、会場費等の経費支払

4. 委託業務の履行場所

長田区内の音楽イベント会場

5. 成果品

実施報告書をデータにて納品すること

6. その他

- ・ 業務全体を総括する責任者を選任し、長田区地域協働課と密に連絡が取れる体制とすること。
- ・ 個人情報収集の際は別紙「委託契約約款」を遵守すること。
- ・ 著作物については、別紙「委託契約約款」に従い業務を実施すること。
- ・ 本業務仕様書に疑義が生じた場合は、本市職員と十分に協議すること。